

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月26日
【発行者の名称】	株式会社エフアンドエフ (F & F Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤川 欣洋
【本店の所在の場所】	栃木県佐野市植上町1479番地の4号
【電話番号】	0283-21-1260(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 大塚 裕明
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役 白岩 直人
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目二番一号 霞が関コモンゲート西館21階
【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	http://www.jia-ltd.com
【電話番号】	03-6804-6805(代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社エフアンドエフ https://www.e-ff.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第34【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第36期中	第37期中	第35期	第36期
会計期間		自2024年4月1日 至2024年9月30日	自2025年4月1日 至2025年9月30日	自2023年4月1日 至2024年3月31日	自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高	(千円)	2,699,218	3,024,786	5,535,220	5,606,201
経常利益	(千円)	101,579	124,052	224,545	360,070
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	(千円)	56,500	81,305	122,985	208,098
中間包括利益又は包括利益	(千円)	56,930	81,544	122,170	208,489
純資産額	(千円)	458,905	652,312	401,975	610,465
総資産額	(千円)	3,130,409	3,311,839	3,186,065	3,472,378
1株当たり純資産額	(円)	1,528.67	2,172.93	1,339.03	2,033.53
1株当たり配当額	(円)	-	-	-	130.00
(1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	188.21	270.84	312.35	693.20
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	14.7	19.7	12.6	17.6
自己資本利益率	(%)	13.1	12.9	18.3	41.1
株価収益率	(倍)	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	21.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	249,888	91,467	232,932	477,362
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△92,342	△16,202	△204,392	△246,390
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△104,936	△186,857	△230,587	△158,937
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	646,329	573,363	593,720	665,754
従業員数	(人)	188	189	186	190
(外、平均臨時雇用者数)		(32.6)	(38.0)	(35.5)	(37.0)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、従業員欄の(外書)は臨時従業員の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第35期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人FRIQの監査を受けております。株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第36期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人FRIQの監査を受けております。
- また、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第36期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人FRIQの期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社である株式会社さんわファーマシー、株式会社プラザメディカル及び株式会社花
花ヘルスケアコーポレーション、持分法非適用会社1社(プログレス株式会社)により構成されており、主に医療機関の
発行する処方箋に基づき、医薬品の調剤を行う調剤薬局の運営を事業としております。

基盤事業である保険薬局事業の将来を見据えながら、健康チェックビジネス事業を7年前よりスタートさせており、
従いまして当該事業を包括したものを事業セグメントとしております。

当社グループは、薬局を地域住民にとって最も身近な健康相談拠点と位置づけ「薬局は医療の入口です」というスロ
ーガンの下、来局者の服薬状況や生活背景を踏まえた継続的な健康支援を行っております。健康チェック事業は、こ
うした日常的な来局接点を活かし、健康状態の「気づき」を提供することで、早期の受診行動や生活習慣の改善につ
なげることを目的として事業展開を進めております。

この取り組みの中核として、当社グループは独自に「健康チェックシステム」を開発し、2022年10月に特許を取得し
ております。当該システムは、複数の仕様の異なる健康測定機器から取得した測定データを一元的に収集・管理し、
当社独自の評価ロジックに基づき分析することで利用者一人ひとりの健康状態やリスク傾向を可視化するものです。

当社グループは、この健康チェックシステムを活用した「健康チェックルーム」を併設する薬局の展開を進めており
ます。薬局という日常的に立ち寄りやすい場において健康状態を確認できる環境を整備することで、医療機関への受
診に至る前段階での健康意識の向上や、必要に応じた適切な受診勧奨につなげることを目指しております。

また、薬局店舗内での取り組みに加え、企業や団体を対象とした法人向け出張型の健康チェックにも取り組んでおり
ます。本取り組みは、当社グループが保有する健康チェックシステムおよび健康測定機器を用い、事業所や指定会場
において、個人単位および事業所単位での健康状態の確認や健康評価を行うものであり、測定結果を踏まえた生活習
慣に関する助言や、必要に応じた受診勧奨を行うことを目的としております。当社グループは、企業における健康経
営への関心の高まりを背景に、法人向け出張型健康チェックを健康チェック事業の重要な取り組みの一つとして位置
づけ、今後の展開を見据えた実証的な取り組みを進めております。

健康チェック事業は調剤薬局事業との親和性が高く、服薬指導や在宅医療の場面において得られる情報と組み合わせ
ることで、よりきめ細かな健康支援が可能となります。当社グループでは、こうした連携を通じて、地域住民の健康
課題に包括的に対応できる体制の構築を進めております。

自治体との連携についても積極的に推進しており、2024年7月には栃木県佐野市と「健康・長寿づくりに関する連携
協定」を締結し、2025年3月には栃木県足利市と「健康づくり推進等に関する連携協定」を締結いたしました。これら
の連携のもと、健康チェックシステムを活用した実証的な取り組みや、各種健康関連イベントへの協力を通じて、地
域住民の健康意識の向上および疾病の早期発見に寄与しております。

さらに、がん検診等の受診率向上を目的として、自治体と連携した啓発活動を行うほか、薬局店舗において簡易的な
がん検査が可能な検査キットの取扱いを行うなど、健康チェック事業の取り組みを継続的に拡充しております。

※健康チェックシステムに関連した登録・査定済みの特許は下記の通りです。

特許番号	発明名称	関連プロダクト	発明概要
特許第7166663号	健康管理システム	健康チェックシステム 尊氏(たかうじ)	複数の健康測定機器の測定結果 を総合的に分析・評価する システム
特許第7626487号	認知症及び/又はうつ病推定AIシ ステム並びに教師データ作成方法	ストレス度&物忘れレベル 検知システム 銘仙(めいせん)	顔写真の分析により、物忘れや うつ気分の兆候を検知する システム
特許第7760191号	団体健康管理システム	法人向け出張型健康 チェックシステム 茉凜先生	出張型の健康チェックを実施 し、団体の健康度を評価する システム

※健康チェックシステムに関連した出願済みの特許は下記の通りです。

出願番号	発明名称	関連プロダクト	発明概要
PCT/JP2024/010406	スポーツ系団体 健康管理システム	ボディメイク& 健康チェックシステム茉凜	スポーツジム・フィットネスクラブに 特化した健康チェックシステム
特願2023-184572	在宅健康チェックシステム	在宅版 健康チェックシステム藤	在宅医療における健康チェックを 通じた薬剤師の処方提案システム
特願2025-134023	医薬品提供支援システム	オンライン服薬指導/処方 薬物流ソリューション どこでも服ちゃん	どこでも服薬指導が受けられ、 オンライン服薬指導の事前質問の内容を 電子薬歴に転記するシステム
特願2025-144073	睡眠時無呼吸症候群推定 AIシステム並びに 教師データ作成方法	睡眠時無呼吸症候群 推定システム	正面、横顔の顔写真を撮影し、AIが 睡眠時無呼吸症候群を推定するシステム

(1) 処方箋による調剤薬局事業

当社グループでは、医療機関の発行する処方箋に基づき、患者に調剤を行う調剤薬局を営んでおり、「花・花薬局」等の商号のもと、本社所在地の栃木県を中心とした関東地区に51店舗を展開しております。(2025年 9月30日現在)

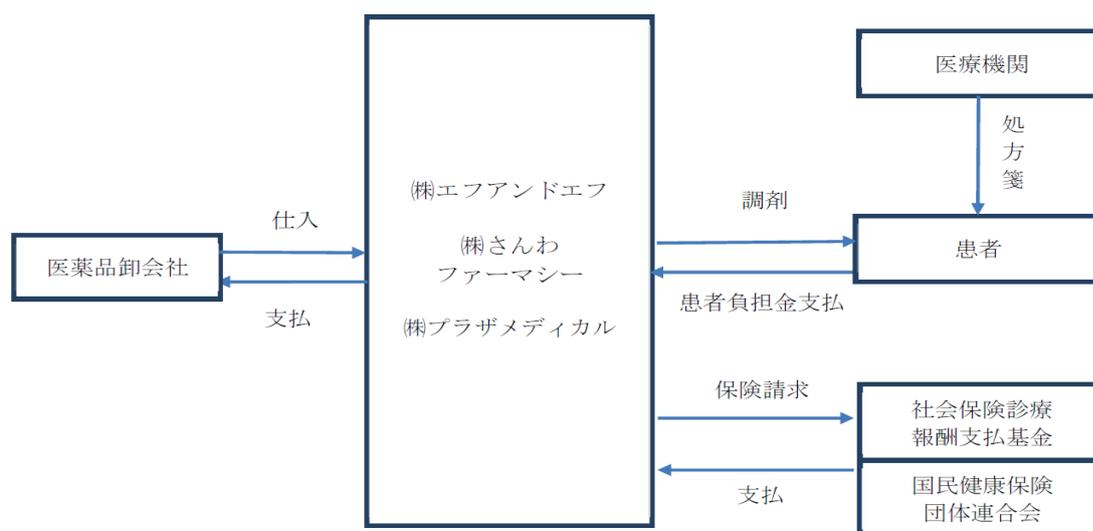


地域	栃木	群馬	茨城	埼玉	東京	合計
店舗数	28	4	4	12	3	51

当社グループの調剤薬局事業の特徴は、地域住民の健康全般を幅広くサポートする「かかりつけ薬局」の展開であります。具体的には、服薬情報の一元的・継続的管理、24時間対応・在宅対応、医療機関等との連携強化の機能を有した調剤薬局の店舗展開を行っております。

研修認定の取得等、国が定めた要件を満たした「かかりつけ薬剤師」の認証を推進し、調剤薬局への配置を進める他、管理栄養士による栄養食事指導、栄養相談会等を各調剤店舗で実施することにより、食事面での病気の治療補助等も行っております。事業の系統図は、次の通りであります。

[事業系統図]



(2) 訪問薬剤管理指導/居宅療養管理指導事業

高齢化社会の到来に向けて、店舗における調剤機能だけでなく、在宅で治療を継続している患者に対する調剤、服薬等の指導を行っております。

各調剤薬局では、処方医の指示に基づき、薬剤師が作成した薬学的管理指導計画書に従って、患者宅を訪問し、服薬指導、服薬支援、薬剤の服薬状況・保管状況及び残薬の有無の確認等を行い、訪問結果を処方医、ケアマネージャーに報告することまでの業務を行っております。

(3) 医療施設、医療モールの企画及び出店医療コンサルティング

開業を希望している医師に対するサポート、医療モールへの誘致を行っております。医師の開業と医療モールには、密接な関係があり、開業を希望する医師に対して、立地候補、物件紹介、市場調査、及び医療施設設計のアドバイス等を提供しております。その結果、複数の専門医が集積する医療モールの形成に寄与し、地域住民の利便性向上につながる事となります。

3 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又 は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱さんわファーマシー	栃木県佐野市	3,000	調剤薬局事業	100.0	・当社から店舗従業員の派遣 ・役員の兼任1名
㈱プラザメディカル	東京都立川市	1,000	調剤薬局事業	100.0	・資金援助 ・役員の兼任2名
㈱花花ヘルスケア コーポレーション	栃木県佐野市	1,000	ヘルスケア事業	100.0	・役員の兼任1名

当社は、上記以外に持分法非適用会社を1社有しておりますが、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金は、いずれも重要な影響を及ぼしていないため、記載を省略しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年 9月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
調剤薬局事業	189 (38.0)
合計	189 (38.0)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
 2. 従業員欄の(外書)は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 3. 臨時従業員には、パートタイマー、及び嘱託契約の従業員を含んでおります。
 4. 当社は調剤薬局事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年 9月 30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
184(35.0)	44.0	8.4	4,732

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
 2. 従業員欄の(外書)は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 3. 臨時従業員には、パートタイマー、及び嘱託契約の従業員を含んでおります。
 4. 平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 当社は調剤薬局事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第37期中間連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間連結会計年度における調剤薬局業界においては、当社理念である「薬局は医療の入り口です」の下、調剤薬局グループとして患者さまに安心して、そしてより身近に薬局をご利用いただくため店舗での健康チェックを始めとしたサービス及び医療品の提供に取り組んでおります。

地域社会でのつながりを深め、患者様とクリニックの懸け橋として地域医療体制の安定と向上に貢献するため、新規出店及び在宅・施設調剤の拡大、電子処方箋システム投資やお薬手帳アプリの活用推進等のデジタル化による、患者様の利便性向上及び国が推進する医療DXサービスの実現、積極的な機械化による患者様への迅速かつ正確な医薬品の提供及び薬局薬剤師の生産性向上と労働環境改善などに取り組んでおります。当中間連結会計年度における出店状況については、1店舗を新規開局し、グループ全体では、計51店舗となりました。

	前中間連結会計年度 (千円)	当中間連結会計年度 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
売上高	2,699,218	3,024,786	325,568	12.1
営業利益	96,682	120,555	23,872	24.7
経常利益	101,579	124,052	22,472	22.1
親会社株主に帰属する中間純利益	56,500	81,305	24,804	43.9

なお、当社グループの事業セグメントは調剤薬局事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第37期中間連結会計年度（自 2025年 4月1日 至 2025年 9月30日）

当中間連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は573百万円となり、前中間連結会計年度末に比べて72百万円減少しました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、91百万円の収入（前中間連結会計年度は249百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前中間純利益131百万円、減価償却費43百万円をそれぞれ計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、16百万円の支出（前中間連結会計年度は92百万円の支出）となりました。主に、定期預金の預入による支出60百万円、新規出店による設備投資を主とした有形固定資産の取得による支出35百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、186百万円の支出（前中間連結会計年度は104百万円の支出）となりました。主に、長期借入金の返済による支出57百万円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

第37期中間連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)における仕入実績を薬剤及び物販ごとに示すと、以下の通りであります。

区分	前中間連結会計年度 (千円)	当中間連結会計年度 (千円)	前年同期比 (%)
薬剤	1,524,470	1,684,442	110.5
物販	14,395	19,136	132.9
合計	1,538,865	1,703,578	110.7

(2) 販売実績

1 区分別

第37期中間連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)における販売実績を薬剤、調剤技術収入等ごとに示すと、以下の通りであります。

区分	前中間連結会計年度 (千円)	当中間連結会計年度 (千円)	前年同期比 (%)
薬剤料収入	1,796,600	2,004,328	111.6
調剤技術料収入	878,147	997,539	113.6
物販収入	21,470	18,498	86.2
その他	3,001	4,420	147.3
合計	2,699,218	3,024,786	112.1

2 地区別

第37期中間連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)における地域別の店舗数及び販売実績は、以下の通りであります。

地区別	店舗数 (2025年9月末)	前中間連結会計年度 (千円)	当中間連結会計年度 (千円)	前年同期比 (%)
栃木県	28	1,535,431	1,590,929	103.6
群馬県	4	243,867	247,003	101.2
茨城県	4	211,386	257,039	121.6
埼玉県	12	708,534	748,351	105.6
東京都	3	—	181,464	—
合計	51	2,699,218	3,024,786	111.8

3 【対処すべき課題】

対処すべき課題については、2025年 6月27日付の発行者情報の内容と変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年6月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。

本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められています。下記の義務の履行を怠り、又は J-Adviser 契約に違反した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは J-Adviser 契約を解除することができる旨が定められています。

また、上記にかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間いつでも J-Adviser 契約を解除することができ、また、当社又は同社から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

なお本発行者情報の公表日現在において当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）次のいずれかに該当する場合には、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められています。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらぬときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続若しくは再生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第 2 条第 22 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結決算年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

a 次のイからハマまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハマまでに定める書面

イ. 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ. 産競法第 2 条第 22 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面
ハ、私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が
公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが
確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律
に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必
要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のa
からcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とする
に至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当
該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない
整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難であ
る旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲
渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当
該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡
の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関
する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直
前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該
合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合
には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれ
を証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない
と認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれ
に準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した
場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該a
からcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又
は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の
3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出
資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承
認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書
面による報告を受けた日）

- c 甲が、a 及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
甲が、非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当、viii その他非上場会社の吸収合併又は i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次のa又はbに該当する場合
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）
d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る

る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号の他、投資者保護のため、乙若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

この他、株主総会の特別決議を経て当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、2025年6月27日付の発行者情報の内容と変更はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数 (2025年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,840,000	1,380,000	460,000	460,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり単元株式数は100株であります。
計	1,840,000	1,380,000	460,000	460,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2025年4月1日 ～ 2025年9月30日	-	460,000	-	100	-	-

(6)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社キートス	栃木県足利市西砂原後町1218番地16	200,000	66.62
藤川 佳織	栃木県宇都宮市	33,400	11.12
半田 めぐみ	栃木県栃木市	33,400	11.12
藤川 欣洋	栃木県足利市	33,300	11.09
株式会社インフォネットラボラトリ (注)1	東京都千代田区飯田橋1丁目12番15号	100	0.03
計	-	300,200	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 上記の他、自己株式が159,800株あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年 9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 159,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 300,200	3,002	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	460,000	—	—
総株主の議決権	—	3,002	—

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	発行者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社 エフアンドエフ	栃木県佐野市植上町 1479番地の4号	159,800	—	159,800	34.74
計		159,800	—	159,800	34.74

2 【株価の推移】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高(円)	—	6,240	—	—	—	—
最低(円)	—	6,240	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYOPROMarketにおけるものであります。

2. 当社は2025年5月23日に東京証券取引所(TokyoProMarket)に上場し、2025年6月から2025年9月について売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人FRFIQによる期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	881,778	707,475
売掛金	867,505	830,363
商品	344,768	345,193
貯蔵品	2,205	2,532
その他	24,716	23,368
貸倒引当金	△597	△744
流動資産合計	2,120,377	1,908,189
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	374,582	363,321
車両運搬具	2,061	1,533
工具、器具及び備品	70,475	74,513
土地	389,900	408,572
リース資産	29,124	39,724
その他	5,037	4,758
有形固定資産合計	871,181	892,423
無形固定資産		
のれん	62,758	52,298
その他	32,015	28,462
無形固定資産合計	94,774	80,761
投資その他の資産		
投資有価証券	12,932	13,296
関係会社株式	39,431	28,431
繰延税金資産	229,296	229,171
その他	104,385	159,565
投資その他の資産合計	386,045	430,465
固定資産合計	1,352,001	1,403,650
資産合計	3,472,378	3,311,839

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	930,911	913,340
短期借入金	180,000	103,100
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	95,724	94,849
リース債務	17,471	20,242
未払法人税等	119,858	48,043
賞与引当金	86,640	77,958
その他	149,004	163,540
流動負債合計	1,599,611	1,441,074
固定負債		
社債	40,000	40,000
長期借入金	396,667	339,680
リース債務	24,108	29,811
役員退職慰労引当金	528,826	528,826
退職給付に係る負債	16,568	21,449
資産除去債務	256,131	258,686
固定負債合計	1,262,300	1,218,453
負債合計	2,861,912	2,659,527
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	85,200	85,200
利益剰余金	1,090,647	1,132,254
自己株式	△665,145	△665,145
株主資本合計	610,702	652,309
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△236	2
その他の包括利益累計額合計	△236	2
純資産合計	610,465	652,312
負債純資産合計	3,472,378	3,311,839

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	2,699,218	3,024,786
売上原価	2,105,811	2,341,149
売上総利益	593,407	683,637
販売費及び一般管理費	※1 496,725	※1 563,082
営業利益	96,682	120,555
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	103	680
その他	7,584	6,601
営業外収益合計	7,688	7,281
営業外費用		
支払利息	2,702	3,632
その他	88	152
営業外費用合計	2,790	3,784
経常利益	101,579	124,052
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	-	7,561
特別利益合計	-	7,561
特別損失		
固定資産除却損	396	-
投資有価証券評価損	1,365	-
減損損失	2,517	-
特別損失合計	4,278	-
税金等調整前中間純利益	97,301	131,613
法人税等	40,800	50,308
中間純利益	56,500	81,305
非支配株主に帰属する中間純利益	-	-
親会社株主に帰属する中間純利益	56,500	81,305

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	56,500	81,305
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	429	239
その他の包括利益合計	429	239
中間包括利益	56,930	81,544
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	56,930	81,544
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	97,301	131,613
減価償却費	48,721	43,181
減損損失	2,517	-
のれん償却額	24,270	10,459
固定資産除却損	396	-
投資有価証券評価損	1,365	-
抱合せ株式消滅差損益 (△は益)	-	△7,561
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4,227	△8,682
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	219	146
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	8,154	-
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,408	4,880
受取利息及び受取配当金	△103	△680
支払利息	2,702	3,632
売上債権の増減額 (△は増加)	71,249	37,110
棚卸資産の増減額 (△は増加)	2,043	△751
仕入債務の増減額 (△は減少)	△20,245	△17,571
その他	△26,424	17,321
小計	209,348	213,099
利息及び配当金の受取額	103	680
利息の支払額	△2,702	△3,632
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	43,138	△118,680
営業活動によるキャッシュ・フロー	249,888	91,467
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△60,000	△60,048
定期預金の払戻による収入	-	100,000
有形固定資産の取得による支出	△14,049	△35,076
無形固定資産の取得による支出	△18,292	△8,460
敷金及び保証金の差入による支出	-	△14,011
その他	-	1,395
投資活動によるキャッシュ・フロー	△92,342	△16,202
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	-	△80,000
長期借入金の返済による支出	△82,902	△57,862
社債の償還による支出	△10,000	-
配当金の支払額	-	△39,026
リース債務の返済による支出	△12,034	△9,969
財務活動によるキャッシュ・フロー	△104,936	△186,857
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	52,609	△111,592
現金及び現金同等物の期首残高	593,720	665,754
合併による現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	-	19,183
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	-	17
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 646,329	※1 573,363

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当中間連結会計期間より、重要性が増した㈱花花ヘルスケアコーポレーションを連結の範囲に含めております。
また、当中間連結会計期間において、非連結子会社である有限会社エフエフアイを吸収合併いたしました。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料及び賞与	92,552千円	110,385千円
賞与引当金繰入額	21,814千円	24,518千円
役員退職慰労引当金繰入額	8,154千円	-千円
退職給付費用	1,408千円	6,459千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	779,329千円	707,475千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△133,000千円	△134,111千円
現金及び現金同等物	646,329千円	573,363千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

- 2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌中間連結会計期間となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	39,026	130円00銭	2025年3月31日	2025年6月25日	利益剰余金

- 2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌中間連結会計期間となるもの
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
薬剤料収入	1,796,600	2,004,328
調剤技術料収入	878,611	997,539
物販収入	19,122	18,498
その他	2,758	2,311
顧客との契約から生じる収益	2,697,091	3,022,677
その他の収益	2,127	2,109
外部顧客への売上高	2,699,218	3,024,786

(注)「その他の収益」は「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準13号)に基づく「不動産収入」であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、調剤薬局事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり純資産額	1,528.67円	2,172.93円
1 株当たり中間純利益	188.21円	270.84円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2024年9月19日付で普通株式 1 株につき20株の株式分割を行っております。前中間連結会計期間の期首に株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、1 株当たり中間純利益が算定されております。
3. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	56,500	81,305
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	56,500	81,305
普通株式の期中平均株式数(株)	300,200	300,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月25日

株式会社エフアンドエフ

取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員
公認会計士

田中 康毅

指定社員
業務執行社員
公認会計士

三浦 義直

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフアンドエフの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフアンドエフ及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から

中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上